

第7節 水産基盤整備事業

1 水産基盤整備事業の沿革

(1) 北海道開発局設置まで

ア 明治以前

北海道では古くは狩猟・漁撈を中心とした生活が営まれており、中世には蝦夷地産の昆布、ナマコ、サケ、ニシンなどの海産物が日本海海運に乗って近畿以遠まで運ばれていた記録がある。

江戸時代には松前藩の場所請負制により、全道各地の浜で漁業が活発に営まれており、網を用いた漁業も展開されていたが、木製栈橋や日本海沿岸の「袋潤」という漁獲したニシンを一時保管するための水域を石積堤で囲う施設以外に漁船利用のための基盤整備はなく、砂浜や岬の陰などの天然の地形を活かした場所での陸揚げが主であった。

イ 北海道10年計画時代（明治34～42年度）

この時期までの北海道の漁業は建網及び採藻を中心とする極度の沿岸性のものであったが、明治30年の遠洋漁業奨励法が制定され、漁船の建造技術員が養成されたことにより漁船の整備が充実するにつれて、漁港修築事業に対する要請も高まってきた。

北海道10年計画の後期の明治40年から43年にかけて、当時、ニシン・タラ漁業の中心地であった岩内町が岩内漁港修築の第1期工事を実施したが、これが北海道における本格的な漁港修築事業の始まりである。

また、農商務省は、全国的に200余港の調査を大正3年に終了し、この結果に基づいて、全国的な漁港計画を立てて予算要求を行い、大正7年によく漁港修築事業に対する国庫補助の道が開かれた。

ウ 第1期拓殖計画時代（明治43～昭和元年度）

北海道の漁船の動力化は、本州より数年遅れたが、大正3年には22隻の動力船が建造され、その後10～20t級の漁船を中心に漸次増加していった。これにより、漁港修築の要請が高まり、第1期拓殖計画において、大正8年に岩内、10年に浦河、杓形、江差、12年には紋別の各漁港の修築事業に着手し、15年に岩内、杓形漁港が完成したが、他は工事半ばのまま第2期拓殖計画に引き継がれた。

エ 第2期拓殖計画時代（昭和2～21年度）

(ア) 漁港修築工事

前期計画から引き継いだ、浦河、江差、紋別に加え、昭和2年に岩内、4年に余市、5年に広尾、7年には天売に着手した。第2期拓殖計画の初期から中期にかけては、大規模漁港の整備が進められ、これに伴って漁場の開発も促進されたが、後期は日華事変、太平洋戦争の影響を受けて拓殖費の削減を余儀なくされ、事業費は縮小の一途をたどり、第2期拓殖計画は終了した。

(イ) 小漁港築設工事

大正末期から昭和初期にかけて、小型の発動機船が増加したことと、各地に散在する漁業者の保護対策として、多くの船入澗（ふないりま、昔の防波堤）が必要となった。国は、船入澗を市町村又は漁業協同組合が築設するときは、工事費の60%を補助することとし、昭和2年から寿都、泊、鬼脇、船泊など50港において実施した。

また、昭和7年以降の3か年にわたり、政府の時局匡（きょう）救事業として、小漁港補修費が拓殖費に計上され、国の直轄で27港の小漁港補修が行われた。さらに、昭和11年からは、船入澗築設工事が鬼鹿、浜鬼志別など29漁港で国の直轄工事として実施された。北海道庁においても船入澗築設に力を入れ、昭和15年以降、8漁港を北海道単独の工事として実施した。

オ 戦後緊急開拓時代（昭和22～26年度）

戦後、国内食糧事情は深刻を極め、特に動物性たん白食料の補給は、そのほとんどを水産物に依存しなければならない事態に立ち至った。

そこで、水産業の振興を図ることが重要な国策として取り上げられ、まず、昭和20年12月、太平洋戦争によりその勢力を著しく損耗した漁船を急速に整備する旨の閣議決定がなされ、21年に復興金融公庫の漁船建造融資の道が講ぜられ、漁船勢力は23年ごろまでに急速に回復した。それに呼応して、漁業の基盤としての漁港整備も緊要な問題として取り上げられることとなった。

昭和21年9月、公共事業処理要綱の閣議決定により、漁港の修築事業は公共事業として処理されることとなった。22年、内務省の廃止に伴い、それまで北海道拓殖費として内務省所管に計上されていた北海道の漁港修築費は、経済安定本部に計上され、農林省に移管された。また、農林省水産局は外局として水産庁に昇格し、漁港課が新設され、22年から25年までの4年間に、167港の工事を実施した。

北海道においては、この4年間に農林省の補助事業として、昭和22年は、青苗、鬼鹿、節婦、厚賀、羅臼の5漁港を実施し、羅臼漁港が完了した。その後、23年に厚田、沢木、富磯、清部、24年度には大澗、神威内、様似、厚岸、宇登呂、25年には登別、第二栄浜、古平、常呂、元稲府とそれぞれ新規着工し、19港の工事を実施した。

(2) 北海道総合開発計画

ア 第1期北海道総合開発計画（昭和27～37年度）

昭和25年6月に北海道開発庁が発足し、26年以降、北海道漁港修築費は、北海道開発事業費として総理府所管北海道開発庁に計上されることとなった。

一方、昭和25年には、議員提案による漁港法が制定され、漁港修築事業は、漁港法第17条の漁港整備計画に基づいて26年から実施されることとなった。

また、時を同じくして港湾法も制定され、漁港と港湾は区分され、別個に整備されることとなった。この時、従来大規模漁港として修築を行ってきた岩内、紋別、浦河など24港が港湾となり、港湾法に基づいて整備されることとなった。

昭和26年、北海道開発局の発足に伴い、それまで北海道が実施してきた第3種漁港（その利用範囲が全国的なもの）及び第4種漁港（離島その他辺地にあつて、漁場の開発又は漁船の避難上特に

必要なもの)の工事は、国が直轄で行うことになった。その際、漁港法施行令の一部が改正され、国及び国以外の者が北海道で実施する漁港修築事業の費用について、防波堤などの外かく施設の整備は全額国庫負担とするなど、高率の国庫負担率、補助率が規定された。

(ア) 第1次5か年計画(昭和27~31年度)

昭和24年の漁業法改正に基づいて、25年から26年に行われた漁業制度の改革は、「沿岸より沖合へ、沖合より遠洋へ」のスローガンの下に、漁業の民主化、漁業生産力の増強を図ることをねらいとして推進された。

それまでの北海道の漁業は、主として沿岸漁業に依存してきたため、沖合漁業開発に資する漁港の整備は極めて立ち遅れていた。そのため、北海道総合開発第1次5か年計画においては、漁港整備を水産部門の中でも最も重要な施策として整備を図ることとした。

(イ) 第2次5か年計画(昭和33~37年度)

その後、北海道の水産業は、戦後の占領下に課せられた漁区制限などの諸制限が解除され、昭和27年、北洋サケ・マス漁業の再開、マッカーサー・ラインの撤廃といった新局面の展開に伴い、上昇機運に転じてきた。また、35年には、北洋海域への「中型機船底びき網漁業整理転換促進要綱」が制定され、道内の中型機船底びき網漁船のうち、50隻が先細りの地先漁場から北洋漁場へ転換した。このような時期に、33年を初年度とする北海道総合開発第2次5か年計画が樹立された。

イ 第2期北海道総合開発計画(昭和38~45年度)

従来の政策では単に全体として生産増大を図ることに重点を置いてきたため、沿岸漁業とそれ以外の漁業との所得格差がますます開くことになった。この事態を解消するため、昭和38年を初年度とするこの第2期北海道総合開発計画では、沿岸漁民の所得を向上させ、健全な漁業の確立を図ることに重点を置くこととした。すなわち、沿岸漁業に従事する過剰人口の減少を図り、資源管理の徹底及び養殖事業の拡大による漁業生産力の増大、また、漁業経営及び漁場利用の改善、価格安定政策の実施などによって、沿岸漁業構造の改善を積極的に図ることとした。

ウ 第3期北海道総合開発計画(昭和46~52年度)

着実な生産増加を見せてきた北海道の水産業は、動物性たん白質食料需要の増大などの動向に対応して、積極的にその役割を果たす必要が生じてきた。このため、第3期北海道総合開発計画では沿岸の栽培漁業を開発振興するとともに、沖合、遠洋海域における未利用資源を開発し、漁業生産の計画的拡大を推進する一方、消費の多様化の動向に即し、水産物の安定供給を図るため、加工流通の近代化に努めることとした。

エ 第4期北海道総合開発計画(昭和53~62年度)

昭和52年3月1日、アメリカ、ソ連の200海里水域実施を契機として、世界は一気に200海里時代に突入し、北洋漁場に大きく依存する北海道の水産業は甚大な影響を受け、53年における北海道の漁業者の海面における漁業生産量は、47年以降維持してきた200万t台を割った。

このため、遠洋漁業の漁獲減を補い、国民に水産物を安定的に供給するためには、従前にも増し

て、本道周辺海域で行われる沿岸沖合漁業の振興が必要であり、さらに、所得の向上等による高級魚介類の需要の増大に対応するためには、増養殖業の更なる振興を図ることが必要であるとされた。

また、第2次オイルショック以降、原油の価格が高騰して漁業経営は大幅に悪化し、これに対応して、生産、流通、加工の各方面における合理化、省エネルギー化を図る必要があった。

このため、第4期北海道総合開発計画では、栽培漁業の大規模な展開など、今後の漁業生産の動向に対応して重要となる漁港や漁船の避難前進基地として重要な漁港を計画的に整備するとともに、水産物の有効、高度利用に対処して、流通加工の基盤となる漁港施設の整備を推進することとし、併せて、地域社会の中心となる漁港の整備を進めることとした。また、これら漁港の機能の充実を図るため、漁港関連道を整備するほか、漁村環境の改善に努めることとした。

オ 第5期北海道総合開発計画（昭和63～平成9年度）

200海里時代の幕開けとなった昭和52年から10年を経過して、沿岸各国は自国200海里内資源の付加価値向上を目指して、自国管理主義の考え方を強めていった。こうした傾向は、日米、日ソ漁業関係等国际漁業の枠組みにも大きな変化を与えた。一方、当時における円高傾向は、内外の価格差を拡大し、各国の対日輸出増大傾向に拍車をかけ水産物の輸入の増大、輸出の減少をもたらし、昭和62年の水産物輸入は、数量、金額とも史上最高を記録した。さらに、水産物に対する国民の消費・需要が依然として低迷しているなど、本道水産業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあり、大きな転換期を迎えていた。

このため、第5期北海道総合開発計画では、このような状況のもとで、本道水産業の新しい展望を切り開いていくためには、周辺海域の漁場を育て、資源と漁場に見合った効率的な生産と管理の体制を整えるとともに、次代を担う漁村の人材を育成する必要があるとし、そのためには、種苗生産技術の開発や増養殖場の整備開発と併せ、漁船漁業の再編整備、海域ごとの資源保護対策や資源管理型漁業を確立する必要があるとされた。また、食生活における国民の嗜好の変化に伴い、活きの良い魚介類の提供を主体とした流通システムの確立や様々な消費者ニーズへの適合が求められた。一方、余暇時間の増加に伴い、国民のレクリエーションに対する関心が高まり、海洋レジャー志向に対応した漁村と都市との交流など、生産基盤の拠点である漁港については、総合的な漁港機能施設の整備を図ることとした。

カ 第6期北海道総合開発計画（平成10～19年度）

本格的な200海里体制への移行等により北海道周辺海域の重要性が増した。しかし、一方では水産資源の状況の悪化等により漁業生産量は減少した。さらに、漁業生産の担い手についても、若手の漁業従事者の減少とともに、高齢化が進行し、水産業の生産・流通・加工の各段階にわたる効率化やコスト縮減に資する構造改革が大きな課題となった。また、水産物の安全に対する国民のニーズも高まり、水産業における衛生管理の強化も喫急の課題となった。

このため、第6期北海道総合開発計画では、周辺水域の高度利用と資源の合理的・持続的利用を目指す資源管理型漁業や資源の増大を図るつくり育てる漁業を引き続き展開することとし、資源管理に係る情報化、試験研究機関の連携・機能強化等を促進するとともに、水産物の流通・加工、広

域的な資源管理型漁業の拠点となる漁港の整備等を推進することとした。また、水産物の安全性や品質等の情報提供、漁船、漁港施設や水産加工流通施設等における危害分析重要管理点方式(HACCP)による衛生管理及びHACCPの要素を用いた品質管理手法の導入の検討など、水揚げから加工・流通に至る衛生管理及び品質管理の高度化を進めていくこととした。

キ 第7期北海道総合開発計画（平成20～27年度）

我が国の食料安全保障を将来にわたって支えていくため、北海道の食料供給基地としての役割を一層高め、食料自給率向上に向けての国内水産物の消費拡大の促進とともに、食の安全や高品質な水産物に対する国内及び東アジア地域を中心とする国外の需要が拡大しており、食の安全を確保した上で高付加価値化を図り、海外の水産物や食品にも対抗し得るように競争力の強化が課題であった。また、北海道では近年においても大規模な地震が発生していることから、地震・津波防災対策を推進する必要性が高まっていた。

このため、第7期北海道総合開発計画では、TAC（漁獲可能量）やTAE（漁獲努力可能量）制度の適切な運用、漁業者自らによる漁獲規制による資源回復・管理及び種苗放流等による栽培漁業の取組、産卵・生育環境となる藻場・干潟等の整備を促進することとした。さらに、生産段階から食卓まで一貫した食の安全を確保するため、漁港における水産物の衛生管理を推進するとともに、HACCPの導入及び流通段階における衛生管理施設の整備等、食品の安全確保に向けた取組を促進することとした。また、防災関係機関、NPO、企業、地域住民が連携した防災対策推進のため、避難場所の整備、地震・津波情報の早期提供、緊急地震速報の利活用の推進とともに、漁港施設の耐震強化を推進することとした。

ク 第8期北海道総合開発計画（平成28～おおむね令和7年度）

北海道は、全国の水揚量の3割を占める我が国水産業の重要な生産拠点であり、消費者に対し高鮮度で安全な水産物を安定的に供給することが期待されている。一方、回遊性資源への依存度の高い日本海海域と栽培漁業生産の割合の高いオホーツク海海域を比較すると、近年では、回遊性資源の減少により、生産額等の面で海域間格差が拡大傾向にある。持続可能な漁業の展開や、漁場環境の創造等のイノベーションにより、水産資源の回復を図ることが必要となっている。

このため、第8期北海道総合開発計画では、漁港水域を増養殖場として利用する漁港機能の集約化や再活用、藻場造成等の水産環境整備により、安定した生産・出荷が期待される養殖・栽培漁業の普及を促進することとしている。また、水産資源の回復及び管理を図るため、TAC制度やTAE制度による公的な資源管理と資源管理計画に基づく漁業者による自主的資源管理の取組を促進するとともに、水産生物の生活史に対応した良好な海域を創出するための漁場整備等を促進することとしている。さらに、高鮮度で安全な水産物の安定供給を図るため、屋根付き岸壁等の施設整備と併せた高度衛生管理対策、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策等を推進することとしている。

表 2-7-1 北海道総合開発計画と漁港整備の関係

年次 区分	昭 平 令														
	26	30	40	45	50	55	60	元	5	10	15	20	25	30	元
北海道総合 開発計画	27 第1期北海道総合開発計画 37 38 45 46 52 53 62 63 9 10 19 20 27 28 7														
	第1次 5か年計画	第2次 5か年計画	第2期 北海道総合開発計画	第3期 北海道総合開発計画	第4期北海道総合開発計画			第5期北海道総合開発計画			第6期北海道総合開発計画		第7期北海道総合開発計画		第8期北海道総合開発計画
漁港整備 計画	29 29.30 37.38 43.44 47.48 51.52 56.57 62.63 5.6 13.14 18.19 23.24 28.29 3														
	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第1次 漁港漁場整 備長期計画	第2次 漁港漁場整 備長期計画	第3次 漁港漁場整 備長期計画	第4次 漁港漁場整 備長期計画		

(3) 漁港整備長期計画

ア 第1次漁港整備長期計画（昭和26～29年度）

昭和25年に制定された漁港法に基づいて、26年を初年度とする第1次漁港整備計画が実施されることとなった。北海道では、当時、漁業が沿岸から沖合、さらに遠洋への進出期にあったことにかんがみ、これに対応し得る漁港施設を迅速、かつ、重点的に整備することとした。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、第3種11港、第4種8港の計19港が採択され整備を実施した。

なお、昭和27年度に青苗、29年度に白尻の2漁港が完成した。

イ 第2次漁港整備長期計画（昭和30～37年度）

昭和30年を初年度とする第2次漁港整備計画では、北海道沿岸をその漁業形態から、道南日本海域（渡島、後志、留萌、宗谷）、オホーツク海域（網走）、根室道東太平洋海域（根室、釧路、十勝）及び道南太平洋海域（日高、胆振、渡島）に区分し、海域別の漁船勢力に対する漁港施設の整備を推進した。

北海道開発局が所管する3種及び第4種漁港については、新規に余別、熊石、厚岸、山背泊、元地の5港が採択され、前計画からの継続17港と合わせた22漁港について整備を実施した。

なお、昭和33年度に古平、元稲府、35年度に砂原、36年度に函館の4漁港が完成したが、35年度に古平、37年度に元稲府が再び着工した。

ウ 第3次漁港整備長期計画（昭和38～43年度）

昭和38年を初年度とする第3次漁港整備計画では、遠洋及び沖合漁業における重要な根拠地の整備や沿岸漁業についての構造改善対策に沿って、その中核基地となる重要漁港及び漁場の前進根拠地、また、漁船の避難上特に必要な漁港を重点的に整備した。

また、漁業情勢の変化に対応した弾力的な事業を実施するため、漁業振興のため緊急に整備を要する漁港については、事業費が漁港の整備計画に基づく修築事業より小さいものが、局部改良事業より大きい場合、新たに改修事業として漁港の整備が実施されることとなった。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に苫前、東浦、須築、青苗、小島、鉄府、温根元、白尻、函館、追直の10港が採択され、前計画からの継続20港と合わせた30漁港について整備を実施した。

なお、昭和39年度に神威脇、40年度に元稲府、41年度に福島、三石、42年度に浜益、43年度に戸井の6漁港が完成した。

エ 第4次漁港整備長期計画（昭和44～47年度）

沿岸漁業の振興発展及び漁業生産動向などに対処し、漁業の近代化を図るための基盤としての漁港整備事業を積極的に推進してきたが、漁船の大型化、近代装備化も急激に促進され、漁業基地や基盤整備が十分対応できない状況に立ち至った。そこで、新たに昭和44年を初年度とする第4次漁港整備計画が樹立された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に能取、砂原、福島、三石、落

石、大津、元稲府の7港が採択され、前計画からの継続24港と合わせた31漁港について整備を実施した。

なお、昭和47年度に鉄府、元地、函館、山背泊、温根元の5漁港が完成した。

オ 第5次漁港整備長期計画（昭和48～51年度）

我が国の経済は、高度成長期から活力ある福祉社会の実現を目指す安定成長期へと移り、公害対策、環境保全に対する国民の関心が高まってきた。漁港を中心とする地域においても、水産加工業による公害、環境汚染等の防止対策を行い、漁村における自然環境の保全、生活環境の改善に一層配慮を払う必要に迫られてきた。

一方、水産業においては、漁業生産、漁船勢力の進展が著しく、漁港施設は各地において、泊地の狭あい、接岸岸壁延長並びに水深が不足し、既定計画による漁港整備では、漁業情勢の進展に対応し得ない状態となった。このため、昭和48年を初年度とする第5次漁港整備計画が新たに策定された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に久遠、江良、抜海、戸井、神威脇の5港が採択され、前計画からの継続26港と合わせた31漁港について整備を実施した。

なお、昭和51年度に神威脇漁港が完成した。

カ 第6次漁港整備長期計画（昭和52～56年度）

第5次漁港整備計画が策定された昭和48年以降の我が国経済社会の変動は、極めて大きいものであった。すなわち、オイルショック、物価高騰、ソ連、アメリカを始めとした経済水域200海里の設定等、激動する経済社会の中での漁港の整備計画も、これに対応して総点検が必要となった。

こうした諸問題の中で、国民食料としての水産物を安定供給し、豊かな地域社会をつくるために、漁港整備事業を通じて近代的魅力のある水産業を確立する必要があることから、第6次漁港整備計画が策定された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に浜益、鉄府、温根元の3港が採択され、前計画からの継続30港と合わせた33漁港について整備を実施した。

なお、昭和55年度に東浦、須築、56年度に苫前、寿都、砂原、元稲府の6漁港が完成した。

キ 第7次漁港整備長期計画（昭和57～62年度）

第6次漁港整備計画が策定された昭和52年当初には、200海里経済水域設定国が22か国であったものが、56年には88か国にも達し、200海里時代の急激な到来と定着により、我が国漁業の情勢は大きく変化した。特に、遠洋漁業の漁獲量は、米ソを始めとする諸外国の200海里内の規制強化、対日漁獲割当量の削減等により、300万t台から200万t（54年）に大きく減少した。

このため、遠洋漁業の漁獲減を補い、国民に水産物を安定的に供給するためには、従前にも増して我が国周辺海域で行われる沿岸、沖合漁業の振興が必要となった。さらに、生活様式の変化、所得の向上等による高級魚介類の需要の増大に対応するためには、これまでも増して増養殖業の振興を図ることが重要となり、これに対応可能な漁港の整備が急務となった。このような情勢の下に昭和57年を初年度とする第7次漁港整備計画が策定された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に函館、元地、遠別、神威脇の4港が採択され、前計画からの継続27港と合わせた31漁港について整備を実施した。

なお、昭和60年度に戸井、61年度に臼尻、62年度に函館、仙法志、温根元の5漁港が完成した。

ク 第8次漁港整備長期計画（昭和63～平成5年度）

第7次漁港整備長期計画は、水産物の安定供給、魅力ある漁業の確立、漁村社会の基盤強化を目標として整備を進めてきたが、近年の我が国漁業をめぐる諸情勢の変化、社会経済情勢の変化等、漁港整備を取り巻く環境は計画策定時と大きく変化していた。特に、昭和52年度から始まった200海里体制は10年余りが経過し、漁業をめぐる国際環境はますます厳しくなるものと考えられ、外国の200海里水域に依存している遠洋漁業は今後とも後退が続くものと見込まれた。

このため、漁業生産の中心は従前にも増して、我が国200海里水域内で操業する沖合漁業、沿岸漁業、養殖漁業への移行、水産物の安定供給のためには水域の有効利用が必至となり、沿岸漁場の漁業生産基盤の整備により、資源管理、つくり育てる漁業の振興を図ることが必要となっていた。また、食生活の高度化、生活環境の改善、余暇時間の増加等国民生活の質的向上及び多様化に伴い、水産物の情勢は大きく変化しており、漁港漁村に求められる機能も多様化してきた。このことから、昭和63年を初年度とする第8次漁港整備長期計画が策定された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に寿都、砂原、東浦、須築、大島、サロマ湖、元稲府の7港が採択され、前計画からの継続26港と合わせた33漁港について整備を実施した。

なお、平成2年度に小島、5年度に鉄府、齒舞、能取の4漁港が完成した。

ケ 第9次漁港整備長期計画（平成6～13年度）

国際的規制の強化、資源の減少、漁業経営の悪化、漁業就業者の高齢化、後継者難等、水産物をめぐる状況は非常に厳しく、一方、国民の健康志向、高級、高鮮度志向の高まり等により、水産物に対する消費者ニーズが多様化してきた。加えて、漁村の生活環境の改善、国民の海への関心の高まりに伴う漁場、漁港利用の競合が水産物振興上の課題とされた。

このような状況を踏まえ、我が国周辺水域の高度利用、消費者ニーズに合致した水産物の安定供給、ふれあい漁港空間の創出、快適で活力ある漁港漁村の形成、美しい海辺環境の保全と創造の五つを基本目標とした第9次漁港整備長期計画が策定された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に苫前・臼尻・山背泊・温根元の4港が採択され、前計画からの継続29港と合わせた33漁港について整備を実施した。

なお、平成12年度に元地、13年度に浜益、須築、神威脇、山背泊の5漁港が完成した。

表 2-7-2 漁港整備長期計画の経緯表

整備計画 区分		第1次(昭26~29)				第2次(昭30~37)				第3次(昭38~43)				第4次(昭44~47)			
		計 画		実 施		計 画		実 施		計 画 (昭38~45)		実 施 (昭38~43)		計 画 (昭44~48)		実 施 (昭44~47)	
		港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)
修 築	全 国	450	54,408 (34,205)	375	12,112 (6,782)	604	55,065 (37,043)	560	39,324 (26,666)	380	100,000 (67,994)	377	53,302 (44,451)	370	150,000 (103,900)	370	116,240 (80,282)
	北海道	77	12,016 (11,859)	65	2,029 (1,890)	94	12,397 (11,959)	90	8,761 (8,549)	72	17,500 (16,983)	72	13,319 (12,888)	73	29,400 (27,971)	73	22,615 (21,611)
	直 轄	23	4,466 (4,434)	19	972 (921)	23	4,245 (4,245)	22	4,023 (4,023)	30	9,700 (9,700)	30	7,525 (7,525)	31	16,120 (16,120)	31	12,326 (12,326)
	補 助	54	7,550 (7,425)	46	1,078 (969)	71	7,714 (7,714)	68	4,738 (4,526)	42	7,800 (7,800)	42	5,794 (5,363)	42	13,280 (11,851)	42	10,280 (9,285)
改 修	全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね 450	25,000 (17,200)	440	17,215 (11,957)	概ね 550	40,000 (27,500)	570	31,227 (21,544)
	北海道	-	-	-	-	-	-	-	-		3,457 (3,280)	56	2,723 (2,613)	61	4,800 (4,342)	61	4,039 (3,690)
局 改	全 国	-	-	-	-	-	-	1,123	6,966 (2,434)		15,000 (6,798)		11,706 (5,134)		20,000 (10,000)	1,000	13,374 (6,671)
	北海道	-	-	-	-	-	-	70	551 (191)		1,277 (574)	82	990 (431)	概ね 81	1,700 (850)	62	1,143 (572)
計	全 国	450	54,408 (34,205)	375	12,112 (6,782)	604	55,065 (37,043)	1,683	46,280 (29,100)		140,000 (91,992)	2,462	92,222 (61,542)		210,000 (141,400)	1,940	160,341 (108,497)
	北海道	77	12,016 (11,859)	65	2,051 (1,890)	94	12,397 (11,959)	160	9,312 (8,740)		22,234 (20,837)	210	17,033 (15,932)		36,900 (33,163)	196	27,797 (25,872)
実 施 漁 港 名	第3種	浜益・古平・寿都・青苗・福島・函館・戸井・臼尻・砂原・三石・様似				第3種 浜益・古平・寿都・熊石・福島・函館・戸井・砂原・三石・様似・厚岸				第3種 苫前・浜益・古平・寿都・熊石・青苗・福島・函館・戸井・臼尻・追直・三石・様似・厚岸				第3種 苫前・古平・寿都・熊石・青苗・福島・函館・臼尻・砂原・追直・三石・様似・厚岸・落石			
	第4種	仙法志・雄冬・神威脇・庶野・齒舞・羅臼・宇登呂・元稲府				第4種 元地・仙法志・雄冬・余別・神威脇・山背泊・庶野・齒舞・羅臼・宇登呂・元稲府				第4種 東浦・鉄府・元地・仙法志・雄冬・余別・須築・神威脇・小島・山背泊・庶野・齒舞・温根元・羅臼・宇登呂・元稲府				第4種 東浦・鉄府・元地・仙法志・雄冬・余別・須築・小島・山背泊・庶野・大津・齒舞・温根元・羅臼・宇登呂・熊取・元稲府			
進 捗 率 実 施 / 計 画 (%)		全 国		北 海 道	全 国		北 海 道	全 国		北 海 道	全 国		北 海 道	全 国		北 海 道	
	修 築	22.3		直21.8 補14.3	71.4		直94.3 補58.1	63.3		直77.6 補74.8	75.5		直76.5 補77.5				
	改 修	-		-	-		-	68.7		79.2	78.1		84.1				
	局 改	-		-	-		-	78.0		79.2	66.9		67.2				
	計	22.3		16.9	71.4		70.7	65.9		76.6	76.6		77.4				

第5次 (昭48~51)				第6次 (昭52~56)				第7次 (昭57~62)				第8次 (昭63~平5)				第9次 (平6~13)			
計 画 (昭48~51)		実 施 (昭48~51)		計 画 (昭52~56)		実 施 (昭52~56)		計 画 (昭57~62)		実 施 (昭57~62)		計 画 (昭63~平5)		実 施 (昭63~平5)		計 画 (平6~平13)		実 施 (平6~平13)	
港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費 (国費)	港 数	事業費	港 数	事業費
420	480,000 (330,412)	420	236,212 (167,320)	450	880,000 (619,718)	450	637,573 (459,281)	480	1,200,000	480	895,262 (608,850)	490	1,310,000	490	1,160,606 (752,358)	480	1,350,000	480	1,725,000
81	89,500 (83,534)	81	49,452 (46,911)	87	156,000	87	130,031 (121,635)	90	218,800	90	185,736 (163,075)	94	245,800	94	255,569 (215,208)	94	276,890	94	276,890
31	44,900 (44,900)	31	27,266 (27,265)	33	80,000 (80,000)	33	67,429 (67,429)	31	108,000	31	90,711 (90,711)	33	122,900	33	116,425 (116,425)	33	135,210	33	135,210
50	44,600 (38,634)	50	22,187 (19,647)	54	75,000	54	62,602 (54,206)	59	110,800	50	95,025 (72,364)	61	122,900	61	139,144 (98,783)	61	141,680	61	141,680
665	150,000	661	74,880 (51,492)	830	35,000	820	274,327 (186,750)	870	500,000	870	412,517 (262,063)	約920	550,000	932	562,965 (342,972)	約720	-	723	-
74	17,600 (15,350)	74	9,538 (8,440)	88	43,000	88	35,921 (31,256)	94	56,400	94	52,765 (40,706)	95	56,700	95	70,880 (50,491)	75	62,860	75	62,860
	50,000	1314	28,766 (15,449)		150,000	2,120	82,665 (44,671)		150,000	1,989	128,457 (67,837)		170,000		146,222 (75,472)		-		-
概ね	4,300	73	2,388 (1,258)		16,700		6,776 (3,506)		13,600		9,490 (4,889)		12,900		10,027 (5,106)		-		-
	68,000 (750,000)	2396	399,858 (234,264)		1,380,000	3,300	994,565 (990,575)		1,850,000	3,399	1,496,296 (998,740)		2,000,000		1,869,793 (1,170,802)		2,350,000		3,055,100
	111,400 (101,143)	228	61,377 (56,609)		214,700	349	172,728 (156,486)		287,800		247,960 (208,669)		314,400		336,476 (270,805)		359,000		359,000
第3種 苫前・古平・寿都・熊石・ 久遠・青苗・福島・江良・ 戸井・臼尻・砂原・追直・ 三石・様似・厚岸・落石				第3種 苫前・浜益・古平・寿都・ 熊石・久遠・青苗・福島・ 江良・戸井・臼尻・砂原・ 追直・三石・様似・厚岸・ 落石				第3種 浜益・古平・熊石・久遠・ 青苗・福島・江良・函館 戸井・臼尻・追直・三石・ 様似・厚岸・落石				第3種 浜益・古平・寿都・熊石 久遠・青苗・福島・江良・ 砂原・追直・三石・様似・ 厚岸・落石				第3種 苫前・浜益・古平・寿都・ 熊石・久遠・青苗・福島・ 江良・臼尻・砂原・追直・ 三石・様似・厚岸・落石			
第4種 東浦・抜海・仙法志・雄 冬・余別・須築・神威脇・ 小島・庶野・大津・齒舞・ 羅臼・宇登呂・能取・元 稲府				第4種 東浦・抜海・鉄府・仙法 志・雄冬・余別・須築 小島・庶野・大津・齒舞・ 温根元・羅臼・宇登呂・ 能取・元稲府				第4種 抜海・鉄府・元地・仙法 志・遠別・雄冬・余別・ 神威脇・小島・庶野・大 津・齒舞・温根元・羅臼・ 宇登呂・能取				第4種 東浦・抜海・鉄府・元地・ 遠別・雄冬・余別・須築・ 神威脇・大島・小島・庶 野・大津・齒舞・羅臼・ 宇登呂・能取・サロマ湖・ 元稲府				第4種 東浦・抜海・元地・遠別・ 雄冬・余別・須築・神威 脇・大島・山背泊・庶野・ 大津・温根元・羅臼・宇 登呂・サロマ湖・元稲府			
全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国		北 海 道	
49.2	55.3	直60.7 補49.7		72.5	83.9	直84.3 補83.5		74.6	84.9	直84.0 補85.8		88.6	103.9	直94.7 補113.2		130.2	100	直100.0 補100.0	
49.9		54.2		78.4		83.5		82.5		95.2		102.4		125.0		-		-	
57.5		55.5		55.1		40.6		85.6		69.5		86.0		77.7		-		-	
50.0		55.1		72.1		80.5		77.6		86.2		93.5		107.0		-		-	

コ 第1次漁港漁場整備長期計画(平成14～18年度)

平成8年の国連海洋法条約の批准により、我が国は本格的な200海里時代を迎え、また、水産資源の悪化等による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化の進行、漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面した。このような状況の中、水産物を将来にわたって安定的に供給するためには、漁業の生産性の向上、生産の増大等を主眼に展開してきたこれまでの政策を抜本的に見直す必要があった。

このような中、より効率的・効果的な水産基盤整備を行うため、漁港漁村整備事業と沿岸漁場整備開発事業の一体的な実施を目的として、平成13年6月に漁港法の一部を改正する法律が成立し、漁港漁場整備法が誕生した。

本法改正により、これまで漁港整備と沿岸漁場整備について個々に定められていた長期計画が漁港漁場整備長期計画として一本化された。平成14年度を初年度とする漁港漁場整備長期計画では、下記基本方針に基づき重点的かつ総合的に漁港と漁場の整備に取り組むこととされた。

- ①水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備
- ②水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造
- ③水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興

また、事業計画の実施過程の透明性や客観性を確保し、より効率的・効果的な事業執行を図るため、総合的な事業評価(事前評価、再評価、事後評価)が導入された。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に美国、函館、登別、歯舞、能取の5地区が採択され、前計画からの継続28地区と合わせた33地区について整備を実施した。

サ 第2次漁港漁場整備長期計画(平成19～23年度)

発展途上国を中心とした人口増加等を背景に世界の水産物需要量が拡大する中、水産資源は過剰漁獲されていると見られ、また、我が国についても、依然として水産物消費量は世界トップクラスにある中、磯焼け等による藻場・干潟の減少等が目立ち、水産資源の多くが低位水準と評価されていた。

こうした状況下にあつて、水産資源の持続的利用を図りつつ水産物を安定して供給していくことは極めて重要な課題であり、漁場における生産の場のみならず、水産物の生育の場の機能の強化・充実が喫緊の課題であった。さらに、限られた水産物を新鮮かつ良質な状態で消費者に提供していくことが強く求められている中、輸入水産物と異なり少量多品種を特徴とする国内水産物にあつて、消費者ニーズの変化に対応した集出荷体制を構築していくこともまた喫緊の課題であった。

そこで、将来にわたり、消費者のニーズに応じた水産物を安定して国民に提供していくためには、水産資源の保護・回復に向けた取組の推進を図るとともに、水産物の生産から流通・加工に至る一貫した水産物供給システムの中で、水産物の品質の確保や衛生管理の高度化を推進していく等、集出荷体制の改善を図り、産地における国際競争力を高めていくことが必要であった。加えて、水産物の安定供給を担う水産業の健全な発展の基盤であり、漁業就労者等の生活の場である漁村において、大規模地震や津波の襲来等が懸念される中、防災力の強化による安全性の確保とともに、その活力を維持・増大させていくための生活・労働環境の改善を一層推進していくことが重要であった。

以上の点を踏まえ、平成 19 年度から 5 年間に重点的に取り組むべき課題を以下の 3 課題に絞り込み、漁港漁場に加えて漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとした。

- ①我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上
- ②国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進
- ③水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成

整備の推進に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、漁船漁業の構造改革や産地市場の統廃合等による市場機能の強化対策などとも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととした。また、地域の特性に応じて、環境との調和や水産業・漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう配慮した。

北海道開発局が所管する第 3 種及び第 4 種漁港については、新規に礼文西、仙法志の 2 地区が採択され、前計画からの継続 33 地区と合わせた 35 地区について整備を実施した。雄冬漁港の事業完了、歯舞漁港及び温根元漁港の合併に伴い、平成 23 年度末時点では 33 地区について事業を実施した。

シ 第 3 次漁港漁場整備長期計画(平成 24~28 年度)

東日本大震災の地震・津波により、北海道から千葉県までの太平洋沿岸域の漁港・漁村に広範囲かつ甚大な被害が発生した。大震災の被災地は、豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすなど我が国水産業において極めて重要な地域であったことから、災害復旧事業等と一体的かつ計画的な漁港漁場整備事業の推進により、漁港・漁村の早期復興を果たす必要があった。加えて、今後、大規模な地震や津波の襲来が懸念される全国の漁港・漁村においては、大震災の経験を踏まえた防災力の強化による安全性の確保が重要であった。

一方で、我が国全体の水産業をめぐる情勢をみると、一部の水産資源では低位のものや悪化しているものが見られ、漁業就業者の減少や高齢化が進行する中、食生活においては、食品の安全・安心や品質・衛生管理に対する消費者の関心が高まっていた。

こうした状況下にあつて、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、生産の場としての漁場の保全・創造のみならず、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の生育の場等としての機能の強化・充実と水域環境の改善を図ることが喫緊の課題となっていた。

また、新鮮かつ良質な国内水産物にあつては、消費者ニーズの変化に対応した集出荷体制を構築していくことが重要であるとともに、水産物需要の増加が見込まれる海外の市場に対する我が国水産物の輸出体制の構築を図り、水産業の国際競争力の向上を図っていくことが必要であった。

さらに、水産物の安定供給を担う基盤であり、漁業就業者等の生活の場である漁村においては、その活力を維持・増大させていくための生活・労働環境の改善を一層推進していくことが重要であった。

以上の点を踏まえ、今後 5 年間に重点的に取り組むべき課題を以下の 3 課題とし、漁港漁場に加えて漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとした。

- ① 災害に強く安全な地域づくりの推進

- ② 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進
- ③ 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

整備の推進に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理の推進、水産物の輸出促進などとも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととした。また、地域の特性に応じて、環境との調和や水産業・漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう配慮した。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、新規に北海道第3種及び第4種漁港地区の機能保全に関する計画が採択され、前計画からの継続33地区と合わせた34地区について整備を実施した。余別地区、熊石地区、函館地区及び能取地区の事業完了により、平成28年度末時点では30地区について事業を実施した。

ス 第4次漁港漁場整備長期計画(平成29～令和3年度)

漁港と漁場は、我が国の水産物の安定供給の基盤となるものであり、これまで継続的かつ重点的に整備がなされてきた。これまで形成してきた漁港と漁場のストックは、いまだ不十分であるものの、漁業の近代化に貢献し、地域の街や集落を形成し、地域の経済活動を支え、地域に安全で安心な生活環境をもたらしてきた。しかしながら、本格的な人口減少や高齢化等の社会環境の変化や地球温暖化による気候変動等の非常に大きな変化の中、これまで形成してきた漁港と漁場のストックが、今後とも我が国の水産物の安定供給の礎として機能を発揮し続けられるよう、既存施設の機能維持と最大限の有効活用を図りつつ、時代の要請に合わせて発展していくことが求められている。

また、水産業の状況を見渡すと、国内の水産物消費の落ち込みや海外からの安い水産物の輸入等により、いまだ全国的に厳しい漁業経営の状況にある。その一方で、国外に目を向ければ、世界的に水産物需要が増大しており、日本の水産物を世界に売り込む大きなチャンスが到来している。これまで以上に、産地の水産物の生産・流通機能の強化を推進し、国産水産物の安定供給体制を確保していくとともに、輸出促進対策を強化していく必要がある。

さらに、水産資源の状況については、漁業生産量はピーク時の半分まで減少し、我が国周辺の資源水準についても、資源評価の対象となっている系群の約半分が低位にある。また、特に昨今の地球温暖化による海水温上昇は、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活性化等による磯焼けの進行等、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題である。引き続き、水産環境整備の推進を図るとともに、海水温上昇等がもたらす漁場環境の変化に対応していく必要がある。

また、東日本大震災の被災地では、ほぼ全ての漁港で陸揚げ機能が回復し、全国的な拠点漁港においては高度な衛生管理に対応した荷さき所の供用が開始される等、復旧と復興は着実に進んでいる。今後は、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策を基本的な考え方とし、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波に備えて、全国で対策を実行していく段階にある。また、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害に対し、新たに備えていく必要がある。

これに加え、漁業就業者等の生活の場である漁村においては、全国平均を上回る早さでの人口減

少や高齢化の進行及びこれまで人々の暮らしや仕事を支えてきた漁港施設等の老朽化の進行により、漁村の活力が低下している。今後は、漁港施設等の長寿命化対策や漁村における生活環境や就労環境の改善とともに、魅力的な地域資源や漁港ストックを最大限に活用し、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題である。

以上の点を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を次の4課題とし、漁港と漁場に加えて漁業就業者等の生活の場である漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとする。なお、整備に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、栽培漁業や資源管理施策等とも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととする。

- ① 水産業の競争力強化と輸出促進
- ② 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- ③ 大規模自然災害に備えた対応力強化
- ④ 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

また、これらの重点課題への対応に当たっては、様々な環境の変化を的確に把握し効果的に対策に反映するため、ICTの活用による漁港施設や漁場の管理の高度化を推進することとし、これについても重点課題と併せて取り組む。

北海道開発局が所管する第3種及び第4種漁港については、前計画からの継続30地区で整備を実施した。仙法志地区の事業完了により、令和2年度末時点では29地区について事業を実施している。

表 2-7-3 漁港漁場整備長期計画

整備計画			第1次漁港漁場整備長期計画 (平14~18)					第2次漁港漁場整備長期計画 (平19~23)					
			地区数					地区数					
			H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
区分													
水産物供給基盤の整備	直轄特定漁港漁場整備事業	全国	-	-	-	-	-	1	1	1	2	2	
		北海道開発局	33	33	33	33	33	35	35	35	35	33	
	地域水産物供給基盤整備事業	全国	423	432	428	408	340	312	296	272	107	-	
		北海道	77	75	72	71	66	66	63	56	47	-	
	広域水産物供給基盤整備事業	広域漁港整備事業	全国	271	273	271	272	264	254	244	224	204	-
			北海道	14	16	17	17	17	15	15	15	13	-
	広域漁場整備事業	全国	87	82	271	272	264	75	76	72	79	-	
		北海道	14	14	14	14	14	14	14	14	14	-	
水産流通基盤整備事業	全国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98		
	北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		
水産資源環境の保全	漁場環境保全創造事業	全国	52	57	54	53	46	44	46	-	-	-	
		北海道	1	5	5	3	2	2	2	-	-	-	
	漁港水域環境保全対策事業	全国	5	6	5	4	3	1	1	-	-	-	
		北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水域環境保全創造事業	全国	-	-	-	-	-	-	-	44	26	-	
		北海道	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	
	水産環境整備事業	全国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	
		北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
水産環境整備事業	全国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	163		
	北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38		
漁村の操業整備	漁港環境整備事業		43	41	39	-	-	-	-	-	-	-	
	漁業集落環境整備事業		167	156	150	138	113	94	78	64	64	-	
	漁村再生交付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
調査費・補助率差額	水産基盤整備調査費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産基盤整備調査費補助		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	作業船整備費(北海道開発局のみ)		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	後進地域特例法適用団補助率差額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業用道路の整備	漁港関連道整備事業 (H20まで農林漁業揮発油税財源身替漁港関連道整備事業)	全国	24	21	17	10	9	10	7	5	4	3	
		北海道	1	2	1	1	1	1	1	1	1	-	
実施地区名	直轄特定漁港漁場整備事業 (北海道開発局)	第3種	苫前・古平・美国・寿都・熊石・久遠 青苗・福島・江良・函館・白尻・砂原 追直・登別・三石・様似・厚岸・落石					苫前・古平・美国・寿都・熊石・久遠 青苗・福島・江良・函館・白尻・砂原 追直・登別・三石・様似・厚岸・落石					
		第4種	東浦・抜海・遠別・雄冬・余別・大島 庶野・大津・歯舞・温根元・羅臼 宇登呂・能取・サロマ湖・元稲府					東浦・抜海・礼文西・仙法志・遠別・雄冬 余別・大島・庶野・大津・歯舞・温根元 羅臼・ウトロ・能取・サロマ湖・元稲府					
事業量と進捗状況			H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
事業量	水産動植物の増殖及び養殖を推進すべき拠点のうち、概ね750地区を整備する	地区数	604	623	638	648	657	-	-	-	-	-	
		進捗率%	80.5	83.1	85.1	86.4	87.6	-	-	-	-	-	
	生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備する	地区数	318	323	326	330	334	-	-	-	-	-	
		進捗率%	90.9	92.3	93.1	94.3	95.4	-	-	-	-	-	
	概ね5,000haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造する	ha数	892	2,282	3,441	4,686	5994	-	-	-	-	-	
		進捗率%	17.8	45.6	68.6	93.7	119.9	-	-	-	-	-	
	漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施する	地区数	295	318	344	368	384	-	-	-	-	-	
		進捗率%	68.6	74.0	80.0	85.6	89.3	-	-	-	-	-	
	概ね75,000haの魚礁や増養殖場を整備する	ha数	-	-	-	-	-	12,000	20,000	30,000	41,000	51,000	
		進捗率%	-	-	-	-	-	16	26.7	40	54.6	68.6	
	概ね250,000haの漁場において効用回復に資するたい積物除去等を推進する	ha数	-	-	-	-	-	78,000	155,000	237,000	314,000	339,000	
		進捗率%	-	-	-	-	-	31	62	94.8	125.7	135.4	
	概ね5,000haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する	ha数	-	-	-	-	-	1,275	2,585	3,733	4,841	5,660	
		進捗率%	-	-	-	-	-	26	51.7	74.7	96.8	113.2	
	水産物流通の拠点となる地区にあっては、陸揚げ時の処理水への清浄海水の導入等による衛生管理の強化や漁港施設の耐震化等の推進を図る地区として、概ね150地区を整備する	地区数	-	-	-	-	-	128	128	129	129	129	
		進捗率%	-	-	-	-	-	85	85	86	86	86	
中核的に生産活動や操業準備活動等が行われる地区にあっては、港内作業時の安全性の確保、陸揚げ作業時間のロス解消、蓄養殖水面の整備など水産物の保管機能を強化することにより鮮度の保持を図る地区として、概ね485地区を整備する	地区数	-	-	-	-	-	389	389	404	406	407		
	進捗率%	-	-	-	-	-	80	80	83.3	83.7	83.9		
漁港漁場整備を推進することにより漁村の活性化を図る地区として、概ね280地区を整備する	地区数	-	-	-	-	-	178	199	221	237	247		
	進捗率%	-	-	-	-	-	64	71	78.9	84.6	88.2		

歯舞漁港、温根元漁港及び瑛瑠瑠漁港(第1種)の合併に伴い、平成23年、歯舞地区及び温根元地区は、新たな歯舞地区の特定漁港漁場整備事業計画へ変更

整備計画		第3次漁港整備長期計画 (平24~28)					第4次漁港整備長期計画 (平29~合3)				
		地区数					地区数				
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
区分		全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道
水産物供給基盤の整備	直轄特定漁港整備事業	2	3	3	2	2	4	4	4	5	-
	水産流通基盤整備事業	32	29	29	30	30	30	30	29	29	-
水産資源生息環境の整備	水産環境整備事業	83	78	77	74	67	57	55	56	54	-
	水産生産基盤整備事業	11	12	12	11	12	12	14	12	11	-
調査費・補助率差額	水産基盤整備調査費	79	79	84	86	83	78	74	75	75	-
	水産基盤整備調査費補助	12	14	14	13	15	12	13	12	12	-
漁業用道路の整備	作業船整備費(北海道開発局のみ)	118	115	107	97	93	91	83	79	80	-
	後進地域特例法適用回補助率差額	25	8	9	9	8	8	6	8	8	-
実施地区名	漁港関連道整備事業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直轄特定漁港整備事業(北海道開発局)	第3種 苫前・古平・美国・寿都・熊石・久遠 青苗・福島・江良・函館・白尻・砂原 追直・登別・三石・様似・厚岸・落石 第4種 東浦・抜海・礼文西・仙法志・遠別・大島 庶野・大津・歯舞・羅臼・ウトロ・能取 サロマ湖・元稲府 北海道第3種及び第4種漁港	第3種 苫前・古平・美国・寿都・久遠・青苗 福島・江良・白尻・砂原・追直・登別 第4種 東浦・抜海・礼文西・遠別・大島・庶野 大津・歯舞・羅臼・ウトロ・能取・サロマ湖 元稲府 北海道第3種及び第4種漁港								
事業量と進捗状況		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業量	水産物の流通拠点となる漁港について、漁港施設の耐震化の推進を図る漁港として、概ね40漁港を整備する。	漁港数	-	-	-	-	41				
		進捗率%	-	-	-	-	102.5				
	漁港整備を推進することにより漁村の防災機能の強化を図る地区として、概ね400地区を整備する。	地区数	-	-	-	270	270				
		進捗率%	-	-	-	67.5	67.5				
	水産物の流通拠点となる漁港にあっては、概ね100漁港で陸揚げ・荷さばき時の漁獲物の衛生的な取扱いに対応した岸壁・荷さばき所等を整備するとともに、水産物の流通拠点と一体となって中核的に生産活動等が行われる地区については、概ね240地区で、作業の安全性・効率性の向上や水産物の保管機能の向上のための整備を実施する。	漁港数	-	-	-	-	101				
		進捗率%	-	-	-	-	101.0				
		地区数	-	-	-	-	147				
		進捗率%	-	-	-	-	61.3				
	概ね600漁港で漁港施設の機能保全計画を策定する。	漁港数	-	-	-	-	630				
		進捗率%	-	-	-	-	105.0				
	概ね200地区で漁業集落排水処理施設を策定する。	地区数	-	-	-	60	60				
		進捗率%	-	-	-	30.0	30.0				
	水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備を概ね20海域で推進する。	海域数	-	-	-	-	18				
		進捗率%	-	-	-	-	90.0				
	概ね6万haの魚礁や増養殖場を整備する。	ha数	-	-	-	-	59,000				
		進捗率%	-	-	-	-	98.3				
	概ね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、概ね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。	ha数	-	-	-	-	156,000				
		進捗率%	-	-	-	-	67.8				
		ha数	-	-	-	-	6,168				
		進捗率%	-	-	-	-	112.1				
	水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね90漁港を水産物の流通機能の強化等を図る漁港として整備する。	漁港数	-	-	-	-					
		進捗率%	-	-	-	-					
	地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね150地区を水産物の生産機能の強化等を図る地区として整備する。	地区数	-	-	-	-					
		進捗率%	-	-	-	-					
おおむね5万haの魚礁や増養殖場を整備する。	ha数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね15万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。	ha数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね7,000haの藻場・干潟を造成する。	ha数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね300地区を漁村の防災機能の強化を図る地区として整備する。	地区数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね70漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。	漁港数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね150漁港で事業継続計画等を策定する。	漁港数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね100地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。	地区数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。	地区数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、おおむね80漁港で就労環境改善対策を行う。	漁港数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね50地区で漁港ストックの有効活用を資する取組を実施する。	地区数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
緊急性の高い老朽化が判明した施設を有する漁港のうち、おおむね400漁港で機能保全対策を行う。	漁港数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						
おおむね900漁港で漁港施設情報の集約及び電子化を実施する。	漁港数	-	-	-	-						
	進捗率%	-	-	-	-						

2 北海道の直轄漁港整備

(1) 直轄特定漁港漁場整備事業の概要

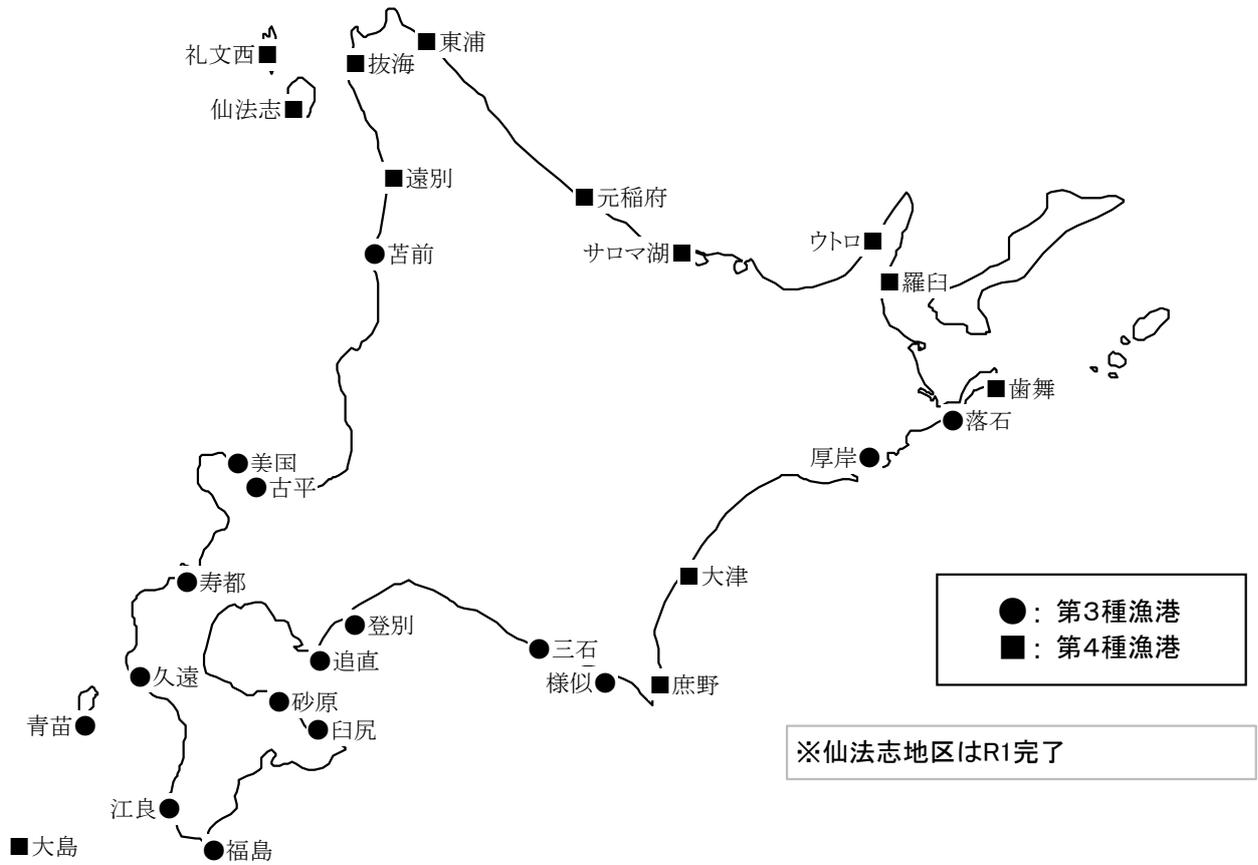
平成 13 年度における漁港法の一部改正に伴う漁港漁場整備法の施行を受け、平成 14 年度から直轄特定漁港漁場整備事業が開始された。北海道の第 3 種及び第 4 種漁港については直轄特定漁港漁場整備事業として北海道開発局が事業を実施し、漁港施設のうち外郭施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地に係るものについて整備を行っている。

第 1 次漁港漁場整備長期計画（平成 14 年度～平成 18 年度）では、第 3 種漁港 18 地区、第 4 種漁港 15 地区の計 33 地区の整備を実施した。第 2 次漁港漁場整備長期計画（平成 19 年度～平成 23 年度）においては、第 3 種漁港 18 地区、第 4 種漁港 17 地区の計 35 地区の整備を実施した。第 3 次漁港漁場整備長期計画（平成 24 年度～平成 28 年度）では、第 3 種漁港 18 地区、第 4 種漁港 15 地区、機能保全計画に関する地区 1 地区の計 34 地区の整備を実施した。第 4 次漁港漁場整備長期計画（平成 29 年度～令和 3 年度）では、第 3 種漁港 16 地区、第 4 種漁港 13 地区、機能保全計画に関する地区 1 地区の計 30 地区（図 2-7-1）の整備を行っている。

表2-7-4 事業実績額の推移

年 度	直轄特定漁港漁場整備費 (諸費込み)
平成14年度	18,464百万円
平成15年度	17,320百万円
平成16年度	16,532百万円
平成17年度	17,444百万円
平成18年度	16,165百万円
平成19年度	18,429百万円
平成20年度	17,607百万円
平成21年度	21,911百万円
平成22年度	16,135百万円
平成23年度	15,402百万円
平成24年度	13,131百万円
平成25年度	18,798百万円
平成26年度	19,015百万円
平成27年度	18,442百万円
平成28年度	16,406百万円
平成29年度	15,949百万円
平成30年度	16,300百万円
平成31年度	25,057百万円
令和元年度	
令和2年度	20,900百万円

図2-7-1 第4次漁港漁場整備長期計画における事業実施



(2) 主な直轄特定漁港漁場整備事業

ア 水産業の競争力強化と輸出促進

ウトロ漁港では漁港の狭隘化を解消し、流通の効率化や水産物衛生管理の向上を図るため、ペレケ地区において屋根付き岸壁や人工地盤等を整備した。これにより、複数漁船による同時陸揚げや衛生管理下での荷捌き・出荷作業が行われており、サケの輸出にも取り組まれている。また、人工地盤は観光資源としても活用されており、地域全体の活性化に貢献している。

イ 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

寿都漁港では漁港への越波対策に併せて藻場の回復によりウニの生産性向上を図るため、磯焼け対策緊急整備事業に基づき、護岸背後小段を整備し、コンブ等海藻が繁茂する藻場環境を創造した。

ウ 大規模自然災害に備えた対応力強化

北海道第3種及び第4種漁港における漁港施設の地震・津波対策は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に立地する漁港等を対象として実施している。三石漁港では荷さばき所前面の陸揚岸壁において地盤改良により土圧低減を図り、耐震対策を実施した。また、厚岸漁港では津波の来襲により車両等漂流物の海域や港内への流出防止を図るため、湖南地区に津波漂流物対策施設を整備した。

(3) 災害復旧事業

平成22～令和2年度の11年間において、地震・台風・冬期風浪等により被災し、直轄で災害復旧を実施した漁港数は4港であり、復旧額は約5億円に上った。

ア 平成22年4月低気圧

(ア) 低気圧の概要

4月13日、日本海北部にあった低気圧が急速に発達しながら北東に進み、14日中にはサハリン付近に達した。このため渡島地方では気圧の傾きが急となり、強風となった。

(イ) 漁港の被災状況

本低気圧の影響により大島漁港では、-3.5m岸壁の係船ブイ1基が流され、破損する被害が発生した。

(ウ) 復旧状況

大島漁港では、気象・海象の条件により冬季施工が困難であるため、復旧工事は、平成23～24年度で実施した。なお、係船ブイの再設置はヘリコプターを用いて実施した。

イ 平成22年12月低気圧

(ア) 低気圧の概要

12月3日、朝鮮半島の東岸と山陰沖に低気圧があり、これらを含む気圧の谷が東進しつつあった。山陰沖の低気圧は前線を伴っており、3日午後には日本海の低気圧を吸収して勢力を増し、本州の日本海沿いに北上して北海道に接近した。3日から4日にかけて急速に発達した低気圧が北海道を通過し、季節はずれの高温や大雨、暴風などをもたらした。

(イ) 漁港の被災状況

本低気圧の影響により大島漁港では、-3.5m 岸壁の係船ブイ 1 基が流され、破損する被害が発生した。

(ウ) 復旧状況

大島漁港では、気象・海象の条件により冬季施工が困難であるため、復旧工事は、平成 23～24 年度で実施した。なお、係留ブイの再設置はヘリコプターを用いて実施した。

ウ 平成 23 年 3 月 東日本大震災津波

(ア) 津波の概要

東日本大震災による津波はえりも町庶野にも到達し、3月11日15時44分で3.5mの津波が観測された。

(イ) 漁港の被災状況

庶野漁港では船揚場の上架施設の駆動装置・電源装置が津波で水没し、動作や電力の受電が不可能となった。

(ウ) 復旧状況

庶野漁港では、復旧費約 1,200 万円をもって平成 23 年度に復旧工事を実施した。

エ 平成 27 年 10 月低気圧

(ア) 低気圧の概要

平成 27 年 10 月 1 日夜から 2 日にかけて、前線を伴った低気圧が急速に発達しながら日本海を北東に進み、低気圧から伸びる寒冷前線が通過した。最大瞬間風速は、奥尻町稲穂で 29.9 メートル、奥尻空港で 29.8 メートルの非常に強い風が吹くなど、大荒れの天気となった。

この影響で JR やフェリーなど公共交通機関の運休や遅れ、住家損壊、倒木や農業用ハウス倒壊等の被害が発生した。

(イ) 漁港の被災状況

低気圧による波浪により、須築漁港の外西防波堤 75.5m 区間において、基礎捨石の吸出、防波堤の滑動、根固工・被覆工・消波工の散逸、流出および破損が発生した。

(ウ) 復旧状況

須築漁港では、復旧費 4 億 1,400 万円をもって平成 28 年度に復旧工事を実施した。

3 北海道マリンビジョン 21

北海道開発局では、将来の北海道水産業と漁港漁村のあるべき姿を掲示した「北海道マリンビジョン 21」を平成 7 年度に取りまとめた。その後、水産資源の悪化や担い手の減少・高齢化等の水産業を取り巻く状況が一層厳しくなってきたこと、第 6 期北海道総合開発計画の策定や水産基本法の制定並びに漁港漁場整備法の改正など水産政策の新たな枠組みが構築されたことに対応するため、平成 16 年 6 月に改訂を行った。更に水産資源の低迷、食の安全をはじめとした消費者ニーズの多様化、環境に対する関心や東日本大震災を契機とした地震・津波への危機意識の高まりに対応するため、平成 25 年 6 月に改訂を行った。

新たな北海道マリンビジョン 21 は、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を目指し、活力のある水

産業や漁村の将来像を実現するため、将来を見据えた北海道の水産業・漁港漁村の目指すべき姿を示し、水産業・漁村の活性化のための素材を提示している。

また、新たなビジョンでは、ビジョンの実現のためには地域が一体となった自主・自立の取り組みが重要であることにかんがみ、各市町村、水産業関係者のみならず地域住民を始めとした多様な業種の人達が密接な連携を取りながら、それぞれの地域特性や課題などを踏まえた地域マリンビジョン策定を推奨したところである。

これにより、表2-7-5に示すとおり全30地域において地域マリンビジョンが策定され、水産業のみならず地域振興を図る様々な取り組みが行われている。北海道開発局では、先駆性や独創性が認められ他の地域のモデルとして見込める地域を「モデル地域」、北海道マリンビジョン21構想の具現化に資する計画であると見込める地域を「推進地域」に指定し、技術的助言や予算の重点配分等の支援をしていくこととしている。

地域指定は、有識者による講評委員会の審査を経て、モデル地域が16地域、推進地域が5地域となっている。

平成20年度からは、各地域マリンビジョンの取り組みの更なる推進や他地域への普及を目的として、地域マリンビジョンを有する市町と漁業協同組合とで構成される「北海道マリンビジョン21促進期成会」が「北海道マリンビジョン21コンテスト」を開催し、優れた取り組みを行っている地域に対して、毎年、表彰を行っている。北海道開発局では、本コンテストへの後援及び局長賞の授与を行っている。

表 2-7-5 地域マリンビジョン一覧

地域名	策定市町村	拠点漁港	策定年度	指定状況	地域名	策定市町村	拠点漁港	策定年度	指定状況
東浦地域	稚内市	東浦	H30		函館(臼尻)地域	函館市	臼尻	H18	推進地域
抜海地域	稚内市	抜海	H30		砂原地域	森町	砂原	H25	推進地域
礼文地域	礼文町	礼文西	H27		室蘭地域	室蘭市	追直	H26	モデル地域
利尻地域	利尻町	仙法志	H30		登別・白老(虎杖浜)地域	登別市 白老町	登別	H26	モデル地域
遠別地域	遠別町	遠別	H25	モデル地域	三石地域	新ひだか町	三石	H26	モデル地域
苫前地域	苫前町	苫前	H25	モデル地域	様似地域	様似町	様似	H25	推進地域
古平地域	古平町	古平	R1		えりも地域	えりも町	庶野	H28	
積丹地域	積丹町	美国 余別	H25	モデル地域	大津地域	豊頃町	大津	H25	モデル地域
寿都地域	寿都町	寿都	H26	モデル地域	厚岸地域	厚岸町	厚岸	H25	モデル地域
せたな町大成地域	せたな町	久遠	H17		根室地域(落石地区)	根室市	落石	H25	モデル地域
八雲町熊石地域	八雲町	熊石	H17		根室地域(歯舞地区)	根室市	歯舞	H25	モデル地域
奥尻地域	奥尻町	青苗 神威脇	H17	推進地域	羅臼地域	羅臼町	羅臼	H25	モデル地域
松前江良地域	松前町	江良 大島	H17	推進地域	ウトロ地域	斜里町	ウトロ	H28	モデル地域
福島地域	福島町	福島	H26	モデル地域	サロマ湖地域	北見市 湧別町 佐呂間町	サロマ湖	H26	モデル地域
函館(入舟)地域	函館市	函館	H18		雄武地域	雄武町	元稲府	H26	モデル地域